

# KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 35 | May 2017



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995年以來、ミャンマーにおいて積極的な事業活動を展開しており、現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は急速に変化しています。KCYは、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務のアドバイスを求める方にとって、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and  
Thein Phyu Road |

Botataung Township | Yangon,  
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |

Junction of 26<sup>th</sup> Street & 66<sup>th</sup> Street |

Chan Aye Tharzan Township |

Mandalay, Myanmar

[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)

[www.kcyangon.com](http://www.kcyangon.com)

Tel / Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

## ミャンマー新投資法の概要と最近のアップデートについて

ミャンマー新投資法（以下「**新投資法**」といいます。）は、ミャンマーにおいて安定的で魅力的な投資環境を作出することを目的として、2016年10月18日に成立しました。新投資法は、ミャンマーの国内投資家と外国投資家の両方に適用があり、これにより、それまで存在していた国民投資法（2013年）と外国投資法（2012年）は廃止されることとなりました。

新投資法は、2017年3月30日に発行されたミャンマー投資規則（以下「**新投資規則**」といいます。）と合わせて、ミャンマーにおける投資のルールや条件を規定するとともに、投資関係者が待ちわびていた投資家の保護や各種インセンティブについても定めています。

### 新投資法の対象となる投資

新投資法は、ミャンマーにおけるあらゆる既存の投資と新規の投資に適用されます。なお、ここでいう「投資」には、以下への投資が含まれます。

- ・事業組織（事業活動を行うための法的事業体及びその支店）
- ・動産、不動産及び関連する物権、現金、担保権、機械、設備、部品及び関連する工具
- ・会社の持分権、株式及び社債
- ・特許、商標、意匠、ノウハウ等の知的財産権
- ・金銭的請求権及び金銭的価値のある契約上の履行請求権
- ・ターンキー、建設、管理、製造、収益分配契約等の契約上の権利
- ・天然資源の探査、探鉱、抽出権等の法令または契約により譲渡可能な権利

### 新投資法における投資活動の分類

新投資法における投資の枠組みとして、新投資法は、投資活動について以下の4つに分類しています。

#### MIC 許可業種

投資家は、ミャンマー投資委員会（MIC）に対して投資申請を行い、MICから許可を取得する必要があります。

- ・国家にとって戦略的に重要な事業
- ・資本集約的な事業
- ・環境・地域社会に深刻な影響を及ぼす可能性のある事業
- ・国有の土地・建物を使用する事業
- ・MICに対する投資申請が必要であると政府に指定されている事業
- ・国家及び国民の安全、経済、環境及び社会的利益に重大な影響を与える可能性のある事業で、かつ、連邦議会の承認が得られたもの

## 禁止業種

新投資規則 12 条によれば、MIC は、新投資法 41 条における禁止される投資活動（下記）の具体的なリストを定めるため、通知を発行することができます。なお、本メモランダムが発行日の時点では、当該通知は発行されていません。

- ・ミャンマー国に危険な又は有害な廃棄物を持ち込む、又はもたらす可能性のある投資活動
- ・研究開発の目的を除き、栽培や品種改良のための技術、薬品、植物、動物及び物品で、検査中又は未認可のものをミャンマー国内に持ち込む可能性のある投資活動
- ・ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や慣習に影響を与える可能性のある投資活動
- ・公衆に危害を加える可能性のある投資活動
- ・自然環境や生態系に重大な影響を与える可能性のある投資活動
- ・法令で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う投資活動

## 制限業種

MIC は、新投資法 42 条における制限される投資活動（下記）の具体的なリストを定めた通知として、2017 年 4 月 17 日、Notification No. 15/2017 を発行しました。

- ・ミャンマー政府のみが実施するものとされている投資活動
- ・外国投資家による実施が許されない投資活動
- ・ミャンマー国民又はミャンマー国民が有する事業体との間の合併投資の形でのみ外国投資家に認められる投資活動
- ・関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動

## その他の業種

上記 3 つの分類に含まれない投資活動であっても、他の法令等により規制されることがあります。

## 新投資法における投資家の保護

新投資法は、ミャンマーへの投資に対する不安を払拭させ、投資活動をより増やすために、投資家によるミャンマーでの投資について保護を与えています。こうした保護は、基本的に、前述した投資活動の分類に関わらずあらゆる投資に適用されますが、一部、直接投資に限定されているものもあります。なお、ここにいう「直接投資」とは、新投資法では、ミャンマー国内で投資家が行った投資に係る資産を支配し又はこれに影響を与えかつ管理する権利を投資家が有する場合における、当該投資をいうものと定義されています。

### 差別を受けないこと

新投資法は、外国投資家について国内投資家と差別しない旨を定めています。第 1 に、新投資法は、直接投資の拡張、管理、運営、販売又はその他の処分に関して、法律、規則や告示に別途規定がない限り、外国投資家に国内投資家と同等の待遇を与えることを保証しています<sup>1</sup>。第 2 に、新投資法は、直接投資に関する設立、買収、拡張、管理、運営、販売又はその他の処分に関して、類似の状況にある場

<sup>1</sup> 新投資法 47 条(a)

合には、特定の国の外国投資家及びその投資をその他の国の投資家や投資と同等に扱うことを保証しています<sup>2</sup>。

### 公平で公正な取扱い

これに加えて、ミャンマー政府は、(a) 投資家やその直接投資に対して重大な影響のある措置や決定に関する情報入手する権利、並びに、(b) 政府から投資家やその直接投資に対して与えられたライセンスやミャンマー投資委員会（MIC）許可及び是認（Endorsement）に際しての条件に関する修正や類似の措置等を含む、投資家やその直接投資に関する事項に関して、適正手続を経る権利及び不服を申し立てる権利に関して、投資家に対する公平で公正な取扱いを保証しています<sup>3</sup>。

### 投資の保護

ミャンマー政府は、ミャンマーにおける投資家による投資について保護を与えています。具体的には、ミャンマー政府は、法律に基づき行われる投資について、国有化しないことを保証しています。また、以下の条件による場合を除き、ミャンマー政府は、直接的又は間接的に没収又はその結果投資の終了につながる措置等を採らないことを保証しています。

- 公共の利益にとって必要であること
- 措置等が非差別的な方法で行われること
- 措置等が既存の法律に従って行われること
- 迅速、公平かつ適切な補償の支払いが行われること<sup>4</sup>

### 資金の移動

ミャンマー政府は、投資家が、新投資法に基づく投資に関する資金（資本金、利益、配当金、売却益、支払受領金等）を海外に送金することを保証しています。もともと、送金にあたっては、ミャンマー中央銀行が定める規則に従わなければなりません。

また、新投資法は、ミャンマー政府が資金の移動を禁止又は遅延させることができる場合について、以下の場合に限定しています。

- 支払不能又は債権者の権利を保護する必要がある場合
- 犯罪や法令違反の場合に犯罪収益を返還させる場合
- 法執行機関又は金融規制当局の支援のため、送金につき報告又は記録保存する場合
- 司法又は行政手続における命令又は判決を遵守させる場合
- 納税
- 社会保障、年金又は強制貯蓄制度
- 解雇に関する従業員への支払<sup>5</sup>

<sup>2</sup> 新投資法 47 条(b)

<sup>3</sup> 新投資法 48 条

<sup>4</sup> 新投資法 52 条

<sup>5</sup> 新投資法 62 条

なお、新投資法の施行後であっても、外国為替管理法及び同規則に基づき、資金移動の内容によっては関係当局の承諾が必要な場合もあります（例えば、海外からローンの借入れをするにはミャンマー中央銀行の事前の承諾が必要とされています。）。しかし、MICの承諾が必要となる資金移動としては、投資の売却益、投資に関する紛争で得られた利益、及び、投資又は投資関連財産の没収により得られた補償金等の送金に限られています。

また、新投資法 64 条によれば、MIC は、外国為替管理法及びミャンマー政府が締結した国際的な条約等に従い、投資に関連する支払いや送金について制限を設けることも認められています。

### 新投資法における投資インセンティブ

新投資法は、これまで述べてきた投資家保護の制度に加えて、MIC 許可を受けている投資家やその他要件を満たす投資家に対し、投資インセンティブを用意しています。こうした投資インセンティブは、MIC 許可を受けることにより、また、MIC 許可を受けていない投資家については MIC の「是認」(Endorsement) という制度（以下「**MIC Endorsement**」といいます。）により、付与されます。

投資インセンティブには、以下のものがあります。

- 土地所有権 – MIC 許可又は MIC Endorsement を受けた者は、50 年を超えない期間において、土地を賃借し、開発することができます（10 年の延長を 2 回することができます。）
- 税金の減免 – MIC は、投資家から申請がなされた場合、これを精査したうえ、次のような税金の減免を認めることができます。

- **限定期間における所得税の免除** – ゾーンに応じて決定される期間中、投資家は所得税の支払いを免除されます。新投資法に基づき、MIC は Notification No. 10/2017<sup>6</sup>を発行してミャンマーを 3 つの異なるゾーンに分け、ゾーンによって 3 年、5 年又は 7 年の所得税の免除が受けられるものとしています。

もっとも、この所得税の免除は常に与えられるものではありません。新投資法 75 条 (c) は、「所得税の免除は、ミャンマー投資委員会が投資を促進する分野として Notification によって特定した分野に対してのみ付与される」と規定しています。そして、2017 年 4 月 1 日、MIC は Notification

No. 13/2017 を発行して、免税を受けることができる促進される投資分野のリストを公表しました。

- **関税及びその他の国内税の減免** – MIC は、投資家に対し、次の税の減免を許可することができます。
  - (i) 投資事業の建設期間又は準備期間中、実際に必要で輸入されたミャンマー国内で入手できない機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建築資材及び事業で使用する資材に対する、関税若しくはその他の国内税又はその両方の免税及び減税
  - (ii) 輸出用製品の製造を目的とした、輸出を意図した投資事業による原材料及び半完成品の輸入に対する関税若しくはその他の国内税又はその両方の免税及び減税
  - (iii) 輸出用製品の製造に使用される原材料及び半完成品の輸入に対する関税若しくはその他の国内税又はその両方の払い戻し
  - (iv) 投資額が MIC の承認によって増加し、許可された投資期間中に元々の投資事業を拡張する場合に、拡張する事業に使用するために実際に必要で輸入されたミャンマー国内で入手できない機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建築資材及び事業で使用する資材に対する、関税若しくはその他の国内税又はその両方の免税及び減税
- **その他の税の減免** – 上記に加えて、MIC は、投資家に対し、次の税の減免を許可することができます。
  - (i) MIC 許可又は MIC Endorsement を得た投資事業から得られた利益を、その投資事業又は類似の種類投資事業に 1 年以内に再投資するときの所得税の免税又は減税
  - (ii) 所得税の申告に関し、投資に使用される機械、設備、建物又は資本資産の規定耐用年数よりも短い減価償却期間に基づく、事業開始年からの減価償却計算後の減価償却費を計上する権利
  - (iii) ミャンマーの経済発展に実際に必要かつ国内で実施されている投資に関する研究開発により生じた費用を課税所得から控除する権利

<sup>6</sup> 2017 年 2 月 22 日付け

新投資規則は、効率的な投資を行うため、投資家と官公庁・政府機関との間の調整を目的として、MICが投資家支援委員会を組織することについて規定し、MIC許可を受けた投資についての苦情及び投資関連の紛争に対処しています。投資家支援委員会は、投資家から紛争や苦情についての情報提供を求めることができ、そうした紛争や苦情について官公庁や政府機関と投資家との間の調整を行い、法令に基づき実効性のある解決方法を探ります。また、投資家支援委員会は、新投資法 52 条に基づく特定の場合における投資の直接的又は間接的な没収（上記「投資の保護」を参照）の際になされる補償を決定する責任を負うとともに、官公庁や政府機関と投資家との間の紛争を解決すべく権限を行使する責任を負っています。

次のような苦情や紛争が生じた場合、投資家は、投資家支援委員会に対し、ミャンマー語又はミャンマー語と英語の両方で書面による通知を提出する必要があります。

- (a) 政府機関や組織によって、投資について誤った決定がなされた場合
- (b) 政府機関や組織によって、投資許可、登録又は承諾の申請が誤って拒絶された場合
- (c) 権利、保護又は承諾が法令に従って与えられない場合

なお、投資家は、訴訟又は仲裁手続を申し立てる前に、投資家支援委員会に紛争について通知を提出し、新投資規則や関連する **Notification** に従い紛争を解決するための適切な試みを行わなければなりません。

## 経過措置

新投資法 93 条及び新投資規則 224 条によれば、従前の外国投資法（2012 年）、国民投資法（2013 年）及び連邦外国投資法（1988 年）に基づいて付与された一切の投資に関する許可は、当該許可の所定の期限満了まで引き続き有効とされています。また、これらの法律に基づいて与えられていた投資インセンティブについても、今後も継続して認められます。

また、新投資規則 227 条によれば、前述した制限業種において投資活動を行う投資家は、新投資規則の施行日において、投資を許可されるのに必要な承認やその他の要件（ミャンマー国民との合弁投資、関連省庁からの承認や、従前の投資法に基づく投資許可等）を満たしていない場合には、経過期間のうちに新投資法や新投資規則に基づく必要な手続を行う必要があります。なお、制限業種におけるミャンマー国民と外国投資家との合弁投資の場合、MIC に対して通知を行うことが必要とされていますが、この通知は、新投資規則 227 条によれば外国投資家のみが行う必要があります。



**Cheah Swee Gim**  
Director of Kelvin Chia  
Yangon | Senior Partner of  
Kelvin Chia Partnership

[cheah.sweegim@kcpartnership.com](mailto:cheah.sweegim@kcpartnership.com)



**Pedro Jose F. Bernardo**  
Principal Foreign Attorney of  
Kelvin Chia Yangon | Partner  
of Kelvin Chia Partnership

[pedro.bernardo@kcpartnership.com](mailto:pedro.bernardo@kcpartnership.com)